

平成21年11月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成21年11月12日（木曜日）午後2時30分から午後3時48分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第50号） 平成21年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算
の補正について（教育局）

日程第 2（議案第51号） 相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例
の整理に関する条例について（教育局）

日程第 3（議案第52号） 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
（教育総務室）

日程第 4（議案第53号） 相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す
る条例について（学校教育部）

日程第 5（議案第54号） 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の
一部を改正する条例について（教育総務室）

日程第 6（議案第55号） 相模原市社会教育委員の人事について（生涯学習部）

日程第 7（議案第56号） 生涯学習社会における社会教育施設のあり方にかかわる
諮問について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 齋 藤 文

○説明のため出席した者

教育局長	榎田達雄	教育環境部長	三沢賢一
学校教育部長	小宮満彦	生涯学習部長	大貫英明
教育局参事 兼教育総務室長	柿沢正史	教育総務室 担当課長	田中雅幸
教育総務室 総括副主任	桐生卓郎	教育総務室主任	土屋光一郎
教育局参事 兼総合学習 センター所長	稲葉茂	学務課長	須藤由徳
学務課担当課長	斉藤寿行	教育環境部参事 兼学校保健課長	森晃
学校施設課長	井上喜一	城山教育課長	弦巻幸雄
学校教育部参事 兼学校教育課長	佐藤陽一	教職員課長	小野充
教職員課担当課長	細谷正行	相模川自然の村 野外体験教室所長	倉田宏子
相模川自然の村 野外体験教室主幹 兼管理係長	山本利昭	相模川自然の村 野外体験教室 担当課長	青木正利
相模川自然の村 野外体験教室 指導主事	篠原真	生涯学習課 担当課長	庭野裕行
生涯学習課副主幹	安藤修	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	西原巧
スポーツ課 担当課長	神藤次郎		

○事務局職員出席者

教育総務室副主幹	杉山吏一	教育総務室主任	坂本正俊
----------	------	---------	------

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、金川委員と小林委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は 2 名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 0 号、平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第 5 0 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

お手数ですが、本日お手元にごございます説明書をお開きいただきたいと思っております。平成 2 1 年度一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

初めに、1 2 月補正予算全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額は 2, 1 6 9 億 3, 1 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 1 6 億 5, 7 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 1 8 5 億 8, 8 0 0 万円とするものでございます。

恐れ入りますが、1 6 ページをご覧くださいと存じます。

下段の款 5 0 教育費の補正ですが、3 億 7, 6 1 1 万円の減額で、補正予算全体に占める割合は、マイナス 2 2. 7 パーセントでございます。また、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、1 0. 6 パーセントとなり、0. 2 ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げ

げます。

恐れ入ります、50ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の款50教育費、項5教育総務費、目15教育指導費でございますが、説明欄1の国際教育事業につきましては、新型インフルエンザの発生によりカナダへの中学生の派遣事業を中止したことに伴い、不用額を減額するものでございます。

52ページをご覧いただきたいと存じます。

項10小学校費、目5学校管理費でございますが、説明欄1の学校情報教育推進事業につきましては、学校用コンピュータ等に係る経費の不用額を減額するものでございます。

目10学校保健費でございますが、説明欄1の教職員健康診断経費につきましては、教職員の健康診断に係る経費の不用額を減額するものでございます。

○三沢教育環境部長 引き続きまして、目15教育振興費でございますが、説明欄1の要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、準要保護の対象者が年度当初の見込みを上回ることから、援助費を増額するものでございます。

目20学校建設費でございますが、説明欄1の小学校校舎改造事業から、説明欄4の小学校校舎等整備事業までにつきましては、整備事業費の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

下段の項15中学校費、目5学校管理費でございますが、説明欄1(1)の学校情報教育推進事業につきまして、小学校費と同様の経費の不用額を減額するものでございます。

(2)の電子黒板活用教育推進事業につきましては、文部科学省の委託事業として、相原中学校で電子黒板を活用した教育の調査研究を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

54ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の目10学校保健費でございますが、説明欄1の教職員健康診断経費につきましては、小学校費と同様の経費の不用額を減額するものでございます。

説明欄2の中学校完全給食推進事業につきましては、配膳室工事の設計委託に係る経費の不用額を減額するものでございます。

目15教育振興費でございますが、小学校費と同様に、就学援助の経費を増額するものでございます。

目20学校建設費でございますが、小学校費と同様に、校舎等の整備に係る経費の不用額を減額するものでございます。

○大貫生涯学習部長 引き続きまして、54ページの下段をご覧いただきたいと存じます。

項20社会教育費、目5社会教育総務費でございますが、説明欄1の政令指定都市移行記念事業につきましては、図書館、博物館、公民館などの社会教育施設スタンプラリーの開催に要する経費でございます。

56ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の目25公民館費でございますが、説明欄1の桂北公民館施設維持補修費（債務負担行為）につきましては、事業費確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

下段の項25市民体育費、目5市民体育総務費でございますが、説明欄1の政令指定都市移行記念事業につきましては、2010アジアショートトラックスピードスケート選手権・相模原大会の開催に要する経費でございます。

目10体育施設費でございますが、説明欄1の体育施設等維持補修費につきましては、小倉プールの給配水管等の修繕を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

目15総合体育館費でございますが、説明欄1の総合体育館改修事業（継続費）につきましては、事業費の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

恐れ入ります、7ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2表継続費補正の款50教育費、目25市民体育費でございますが、総合体育館改修事業につきましては、事業費の確定に伴い、総額及び年割額を減額するものでございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと存じます。

第5表地方債補正でございますが、教育債、小学校整備費、中学校整備費及び体育施設整備費は、事業費の確定に伴い、教育債を減額するものでございます。

以上をもちまして、12月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

10小学校費のうちの細目の10、要保護及び準要保護児童就学援助費。それから、同じことが中学校の方でもございます、就学援助費。これは両方とも補正予算が増えているわけですけれども、これは具体的に、例えば対象者がどうと書いてありますけれども、何人ぐらい増で1人幾らくらいかかっているのか、ちょっと説明していただけたらありがたいのですけれども。

○須藤学務課長 準要保護に係ります就学援助でございますが、昨年度実績で申し上げます

と小中学校合わせまして6,904人でした。それに対しまして、本年度の当初予算では320人余りの増加を見込みまして、7,230人を見込んだところでございますが、もう既にその数に近づいているということでございまして、年度当初、年度末には昨年の実績から約560人程度増えるだろうという見込みの中で増額補正をさせていただくというものでございます。

単価的なもので申し上げますと、これは学用品費、校外活動費の中でも修学旅行など宿泊の伴うもの、それから宿泊を伴わないところにも。それから、通学の援助費、給食費、医療費、こういったものがございまして、それぞれの対象は異なりますことから、一概に1人幾らということとはなかなか出せないということでございます。

◎溝口委員長 これは中学の子も含めて560人増と。

○須藤学務課長 今回の補正を含めまして、最終的な本年度末の見込みとして約7,460人程度を見込むということでございまして、小中合わせまして約560人程度、前年度実績からも増えるという見込みということでございます。

◎斎藤委員 電子黒板活用教育推進事業のことがございましたけれども、具体的にどんな内容なのかということをご説明いただけませんか。

○佐藤学校教育課長 ただいまご質問いただきました電子黒板につきましては、中学校で国の事業として電子黒板が導入される、それに対応するものでございます。具体的に申し上げますと、各教室に1台電子黒板が置かれ、コンピュータと連動したり、あるいは民法やNHKのテレビで台風のコースなんかを説明するとき、アナウンサーが指でなぞると台風のコースが画面に示されたりします。そういった具合に黒板的な機能を持ったり、ビジュアル的な画像を示したり、あるいはコンピュータ的な機能を示したり、そういうものを導入するものでございます。これは機能として、研究段階ではございますが、学校教育活動で行って教育効果を上げることを、専ら研究することを中心にして設置するものでございます。

◎斎藤委員 そうしますと、その導入が来年度予定されている、その前倒しで、実験校を選んでやってみると。そういうことですか。

○佐藤学校教育課長 文部科学省による委託事業でございまして、国の動向等を勘案しないとはっきりしたお返事ができませんが、いずれにせよ教育効果を上げるものであろうということですので、使っていく中で検証作業を進めていって、今後、国の動向を見ていきたいとこんなふうに考えています。

○須藤学務課長 すみません、先ほどの就学援助の件で訂正をさせていただきます。560人増というのが、今年度の10月末でもう既に560人が平成20年度実績から増えているという状況でございまして、最終的には約650人程度が小中合わせまして増えるという想定をした中で補正を計上させていただいたというところでございます。

◎小林委員 予算説明書の52ページ、項10小学校費、目10学校保健費、教職員の健康診断経費。同じく説明書54ページ、項15中学校費、目10学校保健費、同じく教職員の健康診断です。

まず、1点は、この小中合わせて約1,000万円の不用額が出ているわけですが、たぶんこれは市の健診に対して人間ドックとかで代替しているのかなというふうに予想しているわけですが、果たしてそうなのかどうかということと、市教委としてはどちらをどんなふうにするように指導なさっているのか、基本的な考え方と、それからもし市の健診を受けなくて人間ドックだけを受けて、逆の場合もあるのです、市の健診を受けて人間ドックをやらない。その辺のもしパーセンテージがわかったら、それについて。もう一つは、その人間ドックを受ける場合と、市の健診を受ける場合のサービスというのはどんなふうになっているのかと。それについてご説明いただきたいと思います。

○小野教職員課長 1,000万円程度の減額が、これは実は随意契約をしていた部分を競争入札に改めたということで単価が落ちましたので、その部分が減額になっております。なぜ昨年度まで随意契約をしていたのかと申しますと、データ管理の関係で、それまでお願いしていた機関でしかそのデータ管理をこちらにうまく移行できなかったのですが、そのシステムが政令都市移行に向けて整いましたので、どこの機関のデータをもらってもスムーズにデータを流し込めるということで随意契約から競争入札に改めた。その差額でございまして、ですから、かなり単価としては安くなったということです。

それから、あと人間ドックとの兼ね合いということで、基本的な考え方につきましては学校保健安全法で事業主の行う健康診断を受けることが基本なのですが、それを望まない場合は人間ドックにかえることができるという規定があります。こちらとしては極力、予算どりにしているのですが、市で実施する健康診断を受けてくれと。ただし、どうしてもそれを望まない場合は、人間ドック等を受診して、法定項目の結果を必ずこちらに報告してくださいと。そういうことでやっております。

健康診断と人間ドックの受診の比率ですけれども、健康診断の受診率が今年度70パーセント。人間ドックと両方受けている方もいらっしゃるのですが、人間ドックだ

けしか受けない方が残り30パーセント。100%の受診実績は、どちらかは受けているということです。やっぱりこちらで計画をして健診を実施しているわけですので、極力それを受けてくださいと。それで、その半年後にご自身の健康管理のために人間ドックを受ければ、年2回きちんとした健康管理ができるでしょうと。そういうことで学校には周知をしてございます。

◎溝口委員長 服務については、どうなっていますか。

○小野教職員課長 服務は出張という形でございます。

◎小林委員 そして、再検査になった場合に、これは職専免か何かになっちゃうのですか。

○小野教職員課長 幾つか規定がございまして、肺に関する部分が出張と。それ以外は職免です。

○佐藤学校教育課長 先ほど斎藤委員からご質問いただいた電子黒板の件で、少々補足させていただきます。対象となる学校は相原中学校でございます。そして、電子黒板が入るのは1月末辺りを目処としております。そして、教育活動で使って行って、効果を検証していくと。そういう流れになっております。

◎斎藤委員 何で相原中学校が選ばれたのですか。

○佐藤学校教育課長 実は、相原中学校は過去に情報教育の研究校ということで、長い間お取り組みいただきました。その中でもPCの効果的な活用、あるいは視聴覚機器の効果的な活用、そういったものを先行的に研究した学校でございますので、その成果の上に電子黒板の活用を考えたいと考えています。

◎溝口委員長 ほかに質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第50号、平成21年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第50号は可決されました。

ここで、職員の入れ替わりがあるようです。どうぞよろしく願いいたします。

□相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例について

◎溝口委員長 それでは、再開いたします。

日程 2、議案第 5 1 号、相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○榎田教育局長 議案第 5 1 号、相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴い、関係条例の整理をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により提案するものでございます。

条例の内容についてでございますが、政令指定都市移行により区を設置することに伴い、条例で定めております公の施設の位置の表示に、区の名称を加えるもので、関係する条例は、相模原市消防団に関する条例ほか、7 2 条例でございますが、そのうち、教育委員会にかかわる条例は、相模原市体育館に関する条例ほか、1 7 の条例でございます。

なお、市長部局で所管する条例の改正内容につきましては、省略をさせていただいております。

以上で、議案第 5 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

9 ページでしょうか、第 7 条には図書館の一部を次のように改正するというふうに書いてございますが、相模原市緑区の区役所は橋本の駅前にあるところから西橋本のところに移るように話は聞いているのですけれども、図書館などは具体的にどういうふうになるのでしょうか。

○大貫生涯学習部長 図書館につきましては位置等の変更はございません。

◎溝口委員長 区役所の変更は。

○三沢教育環境部長 緑区の区役所につきましては、これは教育委員会の担当外でございますけれども、平成 2 2 年 4 月 1 日当初は、具体的に申しますと、橋本の再開発ビルの、サティが入っているビルがございます、そのビルの 5 階と 6 階で緑区の区役所の業務を展開すると。それは仮の姿でございます、本設の緑区役所につきましては、計画では西橋本の再開発を行った中で公園がございます。公園の隣に市の用地がございます。そこに区役

所と、それから保健福祉センターを併設した施設を建設して、それが完成しますとそちらに本設の区役所が入るといふ計画があるといふことでございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第51号、相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第51号は可決されました。

□相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第52号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第52号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成22年度相模原市教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意したく提案するものでございます。

裏面の第52号関係資料をご覧いただきたいと存じます。裏面の右側のページになります。

一番下段になりますが、第2条関係の改正の内容でございますが、簡素で効果的な行政運営を推進するため、市全体の職員数を50人減員し、4,590人とするものでございます。

教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員につきましては10人減員し、541人とするものでございます。

増減の内訳につきましては、中学校給食への対応、ふるさと自然体験教室の設置、教職員人事関連事務の移管など新たな事務事業への対応のため、15人を増員いたします。

また、橋本図書館の運営体制の見直し、組織の統廃合等により25人を減員いたしま

す。

以上により、差し引き10名の減とするものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成22年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

教育委員会としては10名減ということでございますが、今までも大変な仕事をされているというふうには思っているのですが、さらに10名減ということで、何か職務に差し支えというようなものがおきないのでしょうか。その辺はいかがなものでしょうか。

○柿沢教育総務室長 全体で10名ということでございますけれども、先ほどもちょっとご説明させていただきましたように、単純に10名減ということではなくて、新規事業等につきましては人を配置させていただいております。それから、経常事務につきましても新たなものが発生した場合には、そこに増員と。あと、事務事業の見直しだとか、先ほど申しました図書館の運営体制の見直し、こういったものと差し引きしまして、合計でマイナス10というような形でございます。あくまでも仕事の内容から追っていったものなのですけれども、ただ、そうはいつでも現状でも非常に、委員長のおっしゃるとおり忙しい中でございます。非常勤等の活用等によりまして、事務の方については滞りなく進めたいと考えております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第52号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第52号は可決されました。

□相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第53号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第53号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、政令指定都市への移行に伴う県費負担教職員に係る任命権者の読み替え規定の削除その他所要の改正をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会に係る改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、県費負担教職員の任命権者が、神奈川県教育委員会から本市教育委員会に移行することによるもので、第2条第2項において読み替えていた規定が不要となるため、同項を削除するものでございます。

また、第3条中「又は委員会」の箇所も不要となるため、削除するものでございます。

なお、施行期日でございますが、第2条及び第3条の改正規定につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第53号、相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

□相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程5、議案第54号、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本議案は、教育長の一身上に関する議案でございますが、引き続き、教育長に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、引き続き、教育長に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第54号、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、市長等常勤の特別職及び教育長の期末手当の支給割合を引き下げる改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育長にかかわる改正事項につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

2ページの議案第54号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の第1条の関係についてでございますが、国及び他の地方公共団体の特別職の職員等に対する期末手当の支給割合の改定状況等を勘案し、市長等常勤の特別職及び教育長の平成21年12月期の期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

2の第2条関係についてでございますが、同じく市長等常勤の特別職及び教育長の平成22年6月期以降の期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、1にかかわる規定につきましては平成21年12月1日、2にかかわる規定につきましては平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 地方公共団体特別職に関する状況を勘案し、とありますけれども、この状況がどんなふうか、ちょっと簡単に教えていただけませんか。

○柿沢教育総務室長 これにつきましては今回、国の方におきまして、減額0.1月分でございますけれども、12月期につきましては、こういった法案が提出済みということでございます。11月中にこれが可決されるであろうというふうに考えていますけれども、これを受けまして、各市町村もこれに準じた扱いをするものというふうに考えておりますので、同じような対応をさせていただきたいと思っております。

◎溝口委員長 ここには教育長の給与というふうには書いてございますが、一般職員の給与

はいかがなのでしょうか。

○柿沢教育総務室長 本日、提案させていただいたものにつきましては、市長から意見を求められたという形で、教育長の給与等の条例につきまして改正をしたいということで提案がありました。一般職につきましては、これは我々職員も全部含めまして、総務局の方で対応させていただくということでございますので、今回の議案にはないのですけれども、ただ、同じように一般職についても減額が予定されるというふうには聞き及んでおります。

◎溝口委員長 率等はおわかりですか。

○柿沢教育総務室長 今、総務局の方からの情報によりますと、一般職については0.35月の減額というふうなことで聞き及んでおります。

◎溝口委員長 これはボーナスですか。一般月の方はいかがでしょうか。

○柿沢教育総務室長 平均でいきますと0.2パーセントの減額というふうに承知しております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

これはもちろん、先ほどの提案でございました教育長の給与等というものだけについての採決でございます。

議案第54号、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

□相模原市社会教育委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第55号、相模原市社会教育委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第55号、相模原市社会教育委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、新

たに委員を委嘱する必要により提案するものでございます。

15名のうち、8名が新任、7名が再任でございます。

竹内祥子氏につきましては、市立桜台小学校校長で、学校教育の関係者として相模原市公立小学校校長会からご推薦をいただいたもので、新任でございます。

佐藤洋氏につきましては、市立相模台中学校校長で、学校教育の関係者として相模原市立中学校校長会からご推薦をいただいたもので、新任でございます。

塩谷和男氏につきましては、県立相模原高等学校校長で、学校教育の関係者として神奈川県立高等学校相模原地区校長会からご推薦をいただいたもので、再任でございます。

安藤照男氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市文化協会からご推薦をいただいたもので、再任でございます。

杉崎桂子氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市体育協会からご推薦をいただいたもので、再任でございます。

大槻ツネ子氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市地域婦人団体連絡協議会からご推薦をいただいたもので、新任でございます。

柴田正隆氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいたもので、新任でございます。

渋谷正氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市公民館連絡協議会からご推薦いただいたもので、再任でございます。

吉川恵美氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市女性学習グループ連絡協議会からご推薦をいただいたもので、新任でございます。

菅野泰男氏につきましては、社会教育の関係者として相模原市青少年関係団体連絡会からご推薦をいただいたもので、再任でございます。

古田政子氏につきましては、家庭教育の向上に資する活動を行う者として子育て親育ち応援団からご推薦いただいたもので、新任でございます。

福田須美子氏につきましては、学識経験者としての選出でございまして、相模女子大学教授で、再任でございます。

岡本弥彦氏につきましては、学識経験者としての選出でございまして、麻布大学教授で、再任でございます。

板倉遵夫氏につきましては、学識経験者としての選出でございまして、旧城山町立公民館運営審議会委員経験者で、新任でございます。

高崎武夫氏につきましては、学識経験者としての選出でございます、旧相模湖町の社会教育委員経験者で、新任でございます。

任期につきましては、平成21年12月1日から平成23年11月30日までの2年間でございます。

以上、議案第52号相模原市社会教育委員の人事についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第55号、相模原市社会教育委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

○生涯学習社会における社会教育施設のあり方にかかわる諮問について

◎溝口委員長 次に、日程7、議案第56号、生涯学習社会における社会教育施設のあり方にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第56号、生涯学習社会における社会教育施設のあり方にかかわる諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、社会教育委員会議に諮問いたしたく、提案するものでございます。諮問の内容でございますが、本市におきましては、平成18年、19年に津久井4町と合併し、平成22年4月には政令指定都市への移行が決まっております。

こうした状況の中、本市における公民館やスポーツ施設などの社会教育施設において、設置目的にあった事業がされているか、事業の成果が地域に還元されているかなどの検証を行うとともに、合併による、異なる管理・運営体制のまま引き継いだ施設について、市民が分かりやすく、活用しやすい施設とするよう、社会教育施設及び社会教育行政の果たすべき役割と今後のあり方等について、社会教育委員会議へ諮問するものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 私たちも地域で生活していて、生涯学習に地域で使わせていただく施設はすごく充実しているし、市民のみんなが使って、順番をとりに行ったりするのも大変なくらいにすごく充実していると感じています。相模原は、やっぱりその施設を予約に行くのもネットワークがきちんとしていて、ほかの市なんか比べてもすごく自慢できる場所だとは思っているのですけれども、公民館を使うにしろ、スポーツ施設をとるにしろ、すごく活発にとられている状態で、いつもとろうと思ってもなかなかそこに入り込めないという状況が感じられます。せっかく使おうと思っているところがあるのに、そこがいっぱいいっぱいという状況だと、ちょっと感じたところなのですけれども。

他市を見てみると、学校の施設を生涯学習に開放しているようなところもあつたりすると思いますので、今、学校の体育館とかグラウンドとか、休日とか夜間には開放していると思うのですけれども、そういうところとうまく連携をしたり、今、グラウンドとか体育館とかの開放にとどまっていますけれども、そのほかのあいている教室とか、そういうところが生涯学習の場として開放されていくといいなというふうに感じているので、そんな方向でも、せっかく活気のある地域なので、その場をぜひ拡大して、何とか学校とかと連携できるといいなというふうに地元で生活していて感じるのです。

◎庭野生涯学習課担当課長 施設を活発に利用されているようで、ありがとうございます。今のご指摘にありました空き教室につきましては、生涯学習ルームといたしまして、現在、本市では9校16教室用意させていただいております。ただ、なかなか学校の方でも、最近では少人数指導等で、学校の方でも空き教室に対してはニーズがあるようで、そういったところは学校と連携を図りながら、空き教室、予備教室の活用を図ってまいりたいと考えております。

◎三沢教育環境部長 学校施設を預かる者として学校長が管理については責任を持ってやっていただくということで、基本的には学校長の裁量の中でそういったことも対応しておるのですけれども、具体的には、例えば青少年なら音楽をやる場合など、学校の音楽室があいていれば使わせていただきたいというような申し入れ、そういったものにも各学校はあいている限り、そういった活動に使わせようと。先ほど答弁した話は、学校のあいている教室を生涯学習ルームとして整備して、専用に使わせるという話でありましたけれども、それ以外にも、普段は学校で使っているけれども、あいているときには青少年団体や社会教育団体にそのままの形でお貸ししようと、そういったことも積極的に行っておりますので、それをさらに先ほどの社会教育委員会の方でそれをシステム化し

たようなそういった提案をしていただければ、いろいろと連携してできるのかなとそういうふうに考えております。また、それに伴って、施設整備で例えば冷房整備がほしいとか、そういったことがございましたら、それはもう私どもの仕事でございますので、事情に応じて、そこの部屋にだけは冷房整備を入れていこうとか、そういったことも可能だと思いますので、それは今後、よく検討していきたいとそのように考えております。

◎**小林委員** 非常にこの諮問は極めてタイムリーかなと思って、伺っていました。この諮問の理由のところを読んでみますと、合併や政令都市ということもあるのですが、社会教育法が平成13年から20年にかけて、かなり大幅に改定されました。ご案内と思いますが、特にその社会教育法の中核的条文とも言われている第3条が大きく変えられているわけでございますけれども、この諮問の最後の方に次の事項を中心に検討する必要がありますということで(1)と(2)が述べられておりますけれども、たぶんこの中に入っているかと思うのですが、この中心に検討をする内容(1)、(2)に対して、社会教育法の3条や5条の精神、あるいは考え方を検討課題として諮問の中に入れてある。その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

◎**庭野生涯学習課担当課長** お話がありました社会教育法につきましては平成20年に改正されております。第3条につきましては国及び地方公共団体の任務について規定されたものでございます。第5条におきましては市町村の教育委員会の事務について規定されております。その中では生涯学習の理念に基づきまして、生涯学習の振興のために市町村が行う事務というものがここで改正されております。また、地方公共団体は市民の学習に対して、多様な要望、需要に適正に対応するというものが市町村の自治体の事務になっておりますので、今回の諮問に当たりましても、そういった教育委員会の事務あるいは地方公共団体の任務を踏まえまして、諮問をして答申をいただきたいと考えております。

◎**溝口委員長** ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ありませんので、これより採決を行います。

議案第56号、生涯学習社会における社会教育施設のあり方にかかわる諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次に、事務局から1件報告があるようです。

それでは、相模川自然の村野外体験教室所長、お願いします。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 現在、相模原市立ふるさと自然体験教室の改修工事も順調に進んでおります。また、愛称募集につきましては355件の応募をいただいております。今後、選考委員会におきまして決定してまいります。本日はふるさと自然体験教室の活動等について、担当より報告させていただきます。

○篠原相模川自然の村野外体験教室指導主事 それでは、お手元の資料をスライドにしましたので、こちらの方をご覧ください。

これまでの経緯を簡単にまとめてみました。平成18年、庁内検討を始め、20年3月に基本構想について市長決裁をいただいております。21年に入りまして、9月に条例改正をさせていただいております。本施設の円滑な運営のためには地域支援組織が必要であると考え、21年6月に活動準備委員会を立ち上げ、所掌事項及び構成員等の検討を重ね、10月31日に連絡協議会を発足させました。さらにその中に体験活動にかかわっていただける方々の活動協力者委員会を位置づけました。

連絡協議会と活動協力者委員会の所掌事項ですが、連絡協議会は地域との連携、支援体制の確立、活動協力者委員会は指導者間の協力体制、指導者及び活動場所の拡充でございます。活動協力者とは、子どもたちに直接指導して下さる方々と、山や畑等の活動場所の協力をして下さる方々です。

続きまして、学校利用の立場から、昨年度より学校利用検討委員会において両施設の利用方法について検討を行ってまいりました。今年度はその中の作業部会に現場の先生方に入っていただき、さらに検討を進めてまいりました。学校利用検討委員会と作業部会の所掌事項ですが、利用検討委員会では21年度、22年度の2年間で24年度以降の両施設の希望利用のあり方について検討を進めています。作業部会では利用検討委員会の資料の準備を行うことと、体験活動をさらに充実させるために現場の意見を聞いて、ガイドブック等に生かしています。

次に、体験活動についてでございますが、昨年度より多岐にわたり検討を進めてまいりました。6月には地域の方々に集まっていただき、地域資源の検討及び有効な利用方法についてお話を聞きました。それをもとに実際に現地を歩き、この地域は豊かな自然に恵まれていること、歴史を含めて高い文化が受け継がれていることから、自然と文化、また、基本構想の自分で生活をつくるという概念から、協働を含めた3つのテーマから、教育効果の高い活動を開発してまいりました。また、同時に23年度、24年度から完全実施される新学習指導要領の改訂、7つのポイントのどの部分がかかわってくるのかについても

検討してまいりました。赤い字のところに関連のある部分です。

こちらは活動一覧です。29種類61活動でございます。個々の活動を紹介させていただきます。

最初に、自然にかかわる活動ですが、気づくレベルで山登りや自然遊び、確かめるレベルで植物観察や竹を使ったものづくり、働きかけるレベルで間伐等がございます。このように各テーマとも学校のねらいや子どもたちの実態に合わせて、段階を設けております。

ここでは自然に働きかけ、自然に生かされていることを学ぶことができます。間伐を行い、木を倒して、それを道まで運びます。そして、子どもたちはこの後どうするのかを考えます。シイタケのほだぎ。さらに、細かく切って、間伐材を使ったクラフトなどをつくっていきます。繋がりのある活動を展開することができます。これは気づくレベルの自然遊びです。こちらが確かめるレベルの木づかい、間伐材等を使った木のクラフトです。働きかけるレベルの里山の間伐です。

次に、文化にかかわる活動ですが、知るレベルで郷土食や和楽器の鑑賞、学ぶレベルで茶摘みと製茶、糸取り、活かすレベルで遺跡保護等がございます。

ここでは地域の方々の思いや歩みを感じ取り、生き方を学ぶことができます。食の活動、出会いの活動を展開していきます。知るレベルの郷土食の活動です。学ぶレベルの茶摘みと製茶です。活かすレベルの遺跡保護です。ここでは文化財保護課と博物館が協力して活動を行います。土器片はデータをとって、博物館に送ります。

最後に、協働にかかわる活動ですが、寄り合うレベルでキンボールなどのニュースポーツ、認め合うレベルでキャンプファイヤー、働きかけるレベルで陣馬山登山などがございます。ここでは仲間の大切さ、協力することの必要性を実感することができます。自分や仲間を見つめ直す活動、絆を深める活動を展開していきます。

こちらは寄り合うレベルでニュースポーツ。歩いて30分ほどのところにマレットゴルフ場がありますので、そちらの方で行います。認め合うレベルでキャンプファイヤー、キャンドルファイヤー。耕し合うレベルで陣馬山登山です。陣馬山は7コース設定することができますので、クラスを7班に分かれてふもとを出発して、山頂で落ち合うと。そういうような活動もできると考えています。山頂には広場がありますので、子どもたちが集会することもできます。

続いて、主な活動場所ですが、ふるさと自然体験教室で郷土食、染め物、薪割り等を行います。歩いて10分くらいのところに大日野原という農業団地がございます。そこで

植物観察、遺跡保護、食農等があります。その上にヒノキの林がございます。そこで間伐やスギの葉拾い。歩いて30分くらいのところの佐野川という上沢井地区でお茶摘み。こちらが陣馬山です。西沢林道で水源探索、水と森林の関係を調べます。沼田原で生物観察。目の前の沢井川で川遊びと。沢井体育館を使って、箸づくり、バターナイフづくり、ニュースポーツや学年レクリエーションを行うことができます。まだこのほかにも新たな活動場所の開拓を進めています。

現在、学校のねらいや子どもたちの願いを生かしたプログラムづくりを実現するために、学校向けのガイドブックを作成しております。左側のページが活動の紹介になります。右のページの学びへのステップというのは、この活動をすることによって子どもたちがどんなことに気づき、どんなことを学び、どんな活動を始めるのか、ということがここには書いてあります。このトピックスというのは子どもたちの事前学習、事前に調べ学習をしてから活動に入る。そういうところに役立てたいというふうに思っています。こちらが、自然のページです。こちらが文化のページです。こちらが協働のページです。

続きまして、青少年団体を対象にした体験活動でございますが、ものづくり、食、自主的活動としました。地域にはものづくりにたけた方々がたくさんいらっしゃいます。その方々にかかわっていただくことで、ものづくりだけではなく思い出づくりもできるというふうに考えています。同様に、自分たちで郷土食をつくることで食の大切さを学ぶことができるというふうに考えています。

最後に、食事の方法でございますが、自分たちでつくる場合とつくらない場合とに分けて説明させていただきます。まず、つくる場合ですが、食材を持ち込むことができます。食農や郷土食の活動を食事にすることができます。業者に食材を注文することができます。つくらない場合ですが、お弁当を持参することができます。これは初日のお昼なんかに。業者にお弁当や給食方式のものを、できあがったものを大きな寸胴とかで運んでいただくことができます。もちろん、両方を選ぶことができますので、この時間はつくる、この時間はつくらないとそういうふうを選ぶことができます。

今後の日程でございますが、この後、愛称が決まり、今月中をめどに今回紹介させていただいたスライドにタイムスケジュール等を入れたものをe-ネットSAGAMIで配信して、各学校にお知らせしたいというふうに考えてございます。1月からSネット予約が始まりまして、青少年団体の予約が始まります。3月には記念式典を行いまして、4月には青少年団体の利用が開始されます。学校利用は5月の連休明けから始めます。

以上をもちまして、ふるさと自然体験教室における体験活動、体験場所及び活動詳細の説明を終了させていただきます。

◎溝口委員長 報告が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

ソフト面の方はこれでよくわかりましたが、ハード面の方で、建設状況なんかはいかななものでしょうか。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 工事の進捗状況でございますが、ただいま改修工事が順調に進んでいる状況でございます。ただ、途中で、壁をはがしたら多少コンクリートが劣化した場所がございましたり、校庭から玉石がたくさん出てきたりということもございますが、進行状況は順調ということで進んでおります。ただいま野外炊事場が立ち上がって、かまど等も設置できたところでございます。

◎溝口委員長 文化というところにいろいろ食のことが書いてございますけれども、たしかあの辺はゆずをかなり有効活用しているように聞いているのですけれども、その説明がなかったように感じましたけれども、何か説明以外にもそういうゆずを活用したようなものはあるのでしょうか。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 こちらの郷土食なのですが、郷土食につきましては通年でできるものと考えまして、あげうどん、おたらし、タンサンまんじゅう、やきもち等を挙げています。また、季節別としてゆず料理というのが10月にありますので、ゆずジャムですとか、ゆず味噌といったものをつくっていきいたいというふうを考えております。ほかにも5月はかしわ餅、9月はかぼちやまんじゅう、12月はおしるこの煮団子、3月はぼたもち等、季節別にも考えております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、この件はこれでよろしいでしょうか。

報告は以上のようなものです。

機材等を運んでいただきまして、大変ありがとうございました。

では、最後に、次回の会議予定ですが、12月22日、火曜日、午前9時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は12月22日、火曜日、午前9時30分の開催予定といたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、11月定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後3時48分 閉会